

平成 25 年第 21 回

# 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成25年第21回教育委員会会議

1 日 時 平成25年11月14日（木） 13時00分～15時26分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

委員長	山 中	善 夫
委員	池 田	光 司
委員	池 田	官 司
委員	阿 部	夕 子
委員	町 田	隆 敏
教育次長	西 村	喜 憲
生涯学習部長	梅 津	康 弘
財務係長	山 形	博
財務担当係長	田 村	圭 史
企画調整担当課長	平 井	義 幸
調査企画担当係長	信 太	希久子
調査企画担当係員	松 岡	伸
調整担当係長	札 場	義 章
調整担当係員	大 津	翼
学校施設担当部長	渡 邊	寛 也
栄養指導担当課長	田 村	理都子
栄養指導担当係長	榊 原	隆 子
学校教育部長	金 山	正 彦
指導担当課長	檜 田	英 樹
指導担当課長	齊 藤	隆 浩
教職員課長	油 屋	誠
教職員係長	宗 片	浩 昌
教職員係員	本 堂	朗
服務担当係長	内 山	和 哉
教職員係員	松 本	崇 弘
スポーツ部長	西 田	健 一
企画事業課長	石 川	義 浩
企画係長	佐々木	和 規
調査担当係長	塚 本	慈 彦

調査担当係長	照 井 志 暢
企画係員	余 湖 充 裕
総務課長	杉 村 亮
庶務係長	井 上 達 雄
書 記	市 川 渉

4 傍聴者 7名

5 議 題

報告第1号 札幌市スポーツ推進計画（案）について

報告第2号 学校給食の事故防止等に係る指導とプラムの使用について

議案第1号 新たな「札幌市教育振興基本計画」（原案）について

議案第2号 平成25年度一般会計補正予算案に係る意見について

議案第3号 平成25年度札幌市教育実践功績表彰被表彰者及び被表彰校の  
決定について

議案第4号 教職員に対する懲戒処分について

議案第5号 教職員に対する懲戒処分について

## 【開 会】

○山中委員長 ただいまから、平成25年第21回教育委員会会議を開会いたします。

まず、先の11月1日に、池田光司委員が教育委員として再任されました。第2期目の最初の教育委員会会議となりますので、一言、ご挨拶をいただきたいと思ひます。

○池田（光）委員 2期目となりまして、1期目の反省の中でいつも葛藤していたことがあるのですけれども、目に見える学問と見えない学問との二つのせめぎ合いの中で、どちらも評価できるような教育制度になるように、これからは頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山中委員長 今後とも、よろしくお願ひします。

それでは、本日の会議につきまして、会議録の署名は池田光司委員と池田官司委員にお願ひいたします。

また、臼井博委員から、所用により欠席されるとのご連絡がございました。

本日の議案第2号につきましては、議会の議案についての意見の申し出に関する事項、議案第3号から第5号につきましては、職員の人事に関する事項でございますので、教育委員会会議規則第14条第4号及び第2号の規定により公開しないこととしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、本日の議案第2号から第5号につきましては、公開しないことといたします。

## 【議 事】

### ◎報告第1号 札幌市スポーツ推進計画（案）について

○山中委員長 それでは、報告第1号について、事務局から説明をお願いいたします。

○スポーツ部長 観光文化局スポーツ部長の西田です。

報告第1号の札幌市スポーツ推進計画（案）について説明をさせていただきます。

添付している資料の確認ですが、資料1として策定のスケジュール、資料2として計画の概要、資料3として計画本編の案でございます。資料4として関係法令を添付しております。

次に、報告の理由でありますけれども、平成15年3月に策定しました現在の札幌市スポーツ振興計画を改定しまして、国のスポーツ基本計画や札幌市まちづくり戦略ビジョンを踏まえた新たな札幌市スポーツ推進計画を策定するためということでございます。

それでは、資料2のA3判3枚物の計画の概要をご覧いただきたいと思えます。

まず、「計画の策定にあたって」として、**1**「計画策定の背景」でございます。先ほど、理由のところでも若干説明しましたけれども、国におきましては、平成23年8月にスポーツ基本法が制定され、次の年の平成24年3月には、スポーツ基本計画ができております。一方、札幌市では、まちづくり戦略ビジョンが策定され、今後のまちづくりを進めていくための手段の一つとしてスポーツを活用することが求められております。

次に、**2**の「策定の目的」であります。札幌市民が年齢や性別、障がいの有無等を問わず、スポーツの力をもって青少年の健全育成、生涯を通じた健康の維持、地域コミュニティの再生、札幌の活力の創造に寄与することを目的としております。

**3**「計画の位置づけ」ですが、国のスポーツ基本法に規定します地方スポーツ推進計画として策定するとともに、札幌市まちづくり戦略ビジョンの個別計画として位置づけられます。

**4**の「計画期間」は、今年度から平成34年度の10年間としております。

次に、右の欄の第2章の「スポーツを取り巻く現状と課題」でございます。

まず、**1**の現在の「スポーツ振興計画の達成状況と課題」です。

3行目にありますとおり、成人のスポーツ実施率というのは、週1回以上スポーツを実施している方の率ですが、50%の早期達成を目指しましたが、下のグラフのとおり、直近の24年度の実績で41.2%と、目標はまだ達成されてい

い状況でございます。グラフにありますとおり、平成15年の30.7%から比べますと微増傾向にあります。

ただ、20代から40代、50代、いわゆる働いている方の世代の実施率が低迷しております。

現在の計画には7つの方針がありますが、それぞれに課題を掲げております。例えば、スポーツイベントの継続的な誘致、開催が必要であるとか、トップスポーツチームに触れるきっかけづくり、積極的な情報発信、ウィンタースポーツ実施率の向上、子どもの運動機会の確保、スポーツ施設の整備、施設の計画的な保全、スポーツ推進委員の積極的な活用などがございます。

次に、スポーツに対する新たな視点ということで、国の観光庁でスポーツツーリズム推進基本計画が平成23年6月に策定され、スポーツと観光分野の連携によるスポーツツーリズムの推進を目指すとしております。

最後に、課題のまとめと今後の方向性ということで、2段目にありますとおり、個人のスポーツ環境の一層の充実を図るとともに、地域をスポーツによって活性化させ、さらに、札幌全体の経済の活性化につなげるということでございます。

おめくりいただきまして、2ページ目に「基本理念と目標」がございます。

まず、**①**「基本理念」であります。スポーツ元気都市さっぽろということで、スポーツを通じて市民、地域、さっぽろが元気になるスポーツ元気都市さっぽろを目指すということでございます。

次に、**②**「3つの目標」ということで、一つにスポーツを通じて市民が元気に、二つ目に地域が、三つ目にさっぽろがということで、3つの目標を掲げております。

**③**「成果指標と目標数値」でありますけれども、3つの目標ごとに成果指標を設定しております。まず、目標1の「市民が」ということに対しましては、週1回以上スポーツを実施している方の率です。現状値、平成24年度の41.2%に対して、最終34年度は3人に2人が実施するというので、65.0%を目標としております。

もう一つのウィンタースポーツ実施率は、年1回以上、ウィンタースポーツを実施している方の率ですが、現状は11.7%と1割強という低い状況でございます。これを4人に1人、25.0%を目標としております。

次に、目標2の「地域が」というところです。各区で実施するスポーツイベントの参加者数ということで、現状の3万1,522人に対して5万人という目標です。

目標3の「さっぽろが」ということですが、計画期間中に新たに開催する大規模な全国大会、国際大会を10大会開催したいということでございます。

次に、右にページの方針と施策ということです。

方針としましては、次のページにわたって6項目の方針、施策につきましては15の項目を掲げております。

まず、目標1の「市民が」というところにつきましては、方針1として、四季を通して、誰もが気軽にスポーツに触れられる環境をつくるということで、施策1として、施設利用やサービスの情報を充実させます。2としまして、ウィンタースポーツを楽しむ機会を充実させます。3としまして、トップスポーツやアスリートと身近に触れ合う機会を増やします。

方針2として、ライフステージや体力に応じてスポーツを楽しみ、健康や生きがいを得る機会をつくり出すということで、施策4として、子どもがスポーツを体験できる機会を充実させます。施策5としまして、高齢者が気軽にスポーツを楽しむ機会を充実させます。施策6としまして、障がい者のスポーツによる交流を支援します。施策7としまして、スポーツに親しむ機会の少ない人のスポーツ活動を増やします。

次の3枚目ですけれども、目標2の「地域が」というところに対しまして、方針3ということで、スポーツを通じて人と人との触れ合いの機会をつくり出します。施策8としまして、家族でスポーツを楽しむ機会をつくり出します。施策9としまして、スポーツに参加する人同士の触れ合いの機会をつくり出します。

方針4としまして、地域で身近にスポーツに親しめる機会を増やし、地域コミュニティの醸成につなげます。施策10としまして、地域のスポーツ活動の機会を充実させます。施策11としまして、地域に開かれたスポーツクラブを育成、支援しますということです。

右に目を移していただきまして、目標3として、「さっぽろが」というところでございますが、方針5としまして、豊富なスポーツ資源をいかして交流人口の増加に努めます。施策12としまして、国際大会やスポーツイベントを通じて国内外へ札幌の魅力を発信します。施策13としまして、豊かなスポーツ環境を生かしてスポーツツーリズムの推進を図ります。

方針6としまして、札幌の資源を生かしたスポーツ文化を醸成し、産業を活性化させます。施策14で、札幌の資源を生かしたスポーツの楽しみ方を提供します。施策15としまして、スポーツを生かした産業の取り組みを支援します、ということで、15の施策を記載しております。

次に下段、第5章「計画推進のための取組」ということで、まず一つには、市民やスポーツ団体との協働ということで、市民の方はもちろん、競技団体や大学・研究機関、さらには民間企業と連携協力しながら、競技の普及や地域経済の活性化を進めます。それに当たり、行政は積極的にコーディネート機能を担うということです。

次に、下段の右の②「将来を見据えた施設のあり方や配置の検討」ということで、民間施設の活用も含めて、施設のあり方を検討し、スポーツ施設の配置、活用計画を作成いたします。

3番目に、「進行管理と見直し」ということで、計画内容は適宜見直しをいたしまして、取り組みや課題を積極的に情報発信するということでございます。

参考までに補足資料としまして、この計画における子どもに対する取り組みを抜き出してものを資料4の次のページ、最後のページに添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

最後に、計画の策定、公表までのスケジュールについてであります。

資料1をご覧いただきたいと思います。

計画策定に当たりまして、24年度から外部有識者から成る市民委員会を4回開催しております。また、ここには記載しておりませんが、昨年度は市民アンケートやスポーツ関係団体からのヒアリング、市民懇話会を開いております。

そして、市内の議論を経まして、11月12日に、市長・副市長会議にお諮りし、本日の教育委員会会議でご報告をさせていただきました。そして、12月の第4回定例市議会で、常任委員会の経済委員会に計画内容を説明しました後、パブリックコメントを12月下旬から1月下旬に実施しまして、最終的に2月に市長、副市長への報告とともに、本教育委員会で議決をいただいた上で計画として策定し、3月に計画を公表したいと思っております。

なお、一昨日の市長・副市長会議におきまして、雪とスポーツに関する記述を入れてほしいといった意見がございましたので、ここにはありませんが、施策の14の中身に書き加えていきたいと思っております。

説明は、以上でございます。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明、あるいは関係資料等につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○池田（官）委員 説明いただきました資料3の最後のほうに、ヒアリングの結果や札幌市民の運動・スポーツ活動実態調査の結果などもついております。そちらを拝見しますと、運動・スポーツに関して市民の方たちが望んでいることとしては、場所の問題が大きいように思います。施設とか、場所とか、それが身近で行われるところにあるとか、移動に時間が余りかからないとか、そういった要望が多いように思いました。それを踏まえまして、現実的に施設をこれから新たに増やしていくことは非常に難しいことだろうと思っております。

私がお聞きしたいのは、札幌市の施設はもちろんあると思うのですが、それ



以外に、民間のフィットネスクラブですとか、ボーリング場ですとか、そういったところで行われるスポーツがかなりありまして、市民の方たちの利用する頻度としても高いものではないかと思うのです。市の施設とは別に、そういった一般のスポーツ施設として、フィットネスクラブ、ボーリング場のような例を挙げましたが、そういったところに対して、市として何かできる援助をしていくとか、そういったところをもう少し使いやすくするような後押しをするとか、そういう方針は含まれないものでしょうか。

○**スポーツ部長** 概要版の3ページに、将来を見据えた施設のあり方や配置の検討の中で、民間施設の活用も含めてということに記載させていただいております。現在、委員からお話があったようなスポーツクラブに対してどうしていくという方針があるわけではございません。

ただ、ここにもあるように、施設のあり方や配置も含めた検討として、現在は基本的に各区に一つずつ体育館なりがあるのですが、それぞれ年数もかなり経過してきていますので、いずれ更新時期を迎えます。そういう中で、今、市では市有施設全体の配置をどうしていくかという検討を市長政策室でやっておりますが、例えば、1区に一つというのがいいのか、今後は近い区同士で統合できないのかという議論もされております。そういう中で、私たちとしても、民間施設の活用は必要になってくるのかなと思っています。

現在、民間施設を活用している例としましては、市営のプールがない中央区のサンシャインスポーツクラブに補助金を出し、他の区のプールと同じように、子ども料金を無料化している例はあります。ですから、民間施設の活用としては、中央区のプールと、民間に移譲された南区の旧青少年会館も同じようなスタイルをとっております。民間に対する支援としては、そうした状況でございます。

○**池田（光）委員** スポーツをする場所の確保も大事な条件の一つだと思いますが、この資料にもありますように、育成のあり方の議論は、今後の推進期間の中でやるのか、もう既に推進委員会とかスポーツ推進審議会でお話をされているのか、そういうところを少しお聞きしたいと思っています。

例えば、学校を終えた後の放課後スポーツのこともありますし、今、各青少年の野球とか、いろいろな場所で、どういう方たちが指導員になって、それを活用しているかということについても少しお聞きしたいと思います。

○**スポーツ部長** スポーツの育成に関することですが、この概要版でいうと、施策3と10あたりが該当していると思います。一つには、レベルの高いトップ

アスリートですね。例えば、オリンピックに出た方に出向いてもらって、講師として活躍をしてもらうオリンピアンズキャラバン事業を現在やっておりますし、今後も取り組んでいきたいということでございます。

一方で、施策10にあります。地域の方々のスポーツ活動の機会の充実です。今の話もそうですが、委員からお話がありましたとおり、スポーツ推進委員という方が現在札幌市に260人ぐらいおりますので、そういった方の活動を通じて、地域のスポーツ、イベントなどの活動を支援していただくということを行っています。

**○池田（光）委員** スポーツ推進委員は、身近な中で、指導員として、例えば小学校の放課後も含めていろいろなところで活躍していることは承知していますが、どんな方たちをどうやって集めたり、様々なことを伝達したり、あるいは管理しているのか。

また、スポーツ推進委員でもいろいろなジャンルがあると思いますが、不足していて、もっと養成していく必要があるのか、それによってスポーツの振興に向かっているのかということもお聞きしたいと思います。

**○スポーツ部長** まず、スポーツ推進委員は、スポーツ基本法の中で定められています。選任につきましては、各区に推薦選任委員会があり、そこから推薦をいただいているということでございます。

不足しているのかということについて、今、定数が全市で281人あるなか、実際には262人程度で、20名ほど不足しております。つまり、地区によっては欠員が出ているところもあります。

これはスポーツ分野に限らない話だとは思いますが、推進委員の担い手の方が高齢化をしてきている状況にございまして、新たな人材の発掘や若い方の選任が大きな課題になっているところであります。

分野は、いろいろございますけれども、活動の内容としては、先ほど申し上げたスポーツイベントの企画、あるいはスポーツの実施指導、スポーツ団体とのコーディネート役ということに取り組んでおります。

**○池田（光）委員** なり手をどう発掘していくかは重要だと思います。それから、スポーツ推進委員のあり方も大事だと思うので、その項目の重点化がこの推進計画の概要版の中にないような気がするのですが、その辺は大丈夫なものでしょうか。

**○スポーツ部長** 例えば2枚目の施策4の子どもがスポーツを体験できる機会

を充実させますという中で、「地域スポーツマスター活用事業〈新規〉」というものがあります。これは、主にスキー学習に関して、今まではどちらかというところと専門的な方をコーチとして派遣していましたが、地域から人材を発掘できないかと検討しています。

例えば、学校を退職された方を発掘するなど、今、モデルとして2校ぐらい調査している段階で、これから取り組んでいくこととなりますが、そういった中でどれぐらい人材が発掘できるのかということになります。

○池田（光）委員 それは、第5章の計画推進のための取組の3の進行管理と見直しというところに含まれているということでしょうか。

○スポーツ部長 そうです。人材発掘の手法をこれから考えていこうという段階でございます。

○山中委員長 ほかにございませんか。

○阿部委員 最初に池田委員からお話があったように、私たちも、民間で子どもたちにいろいろなスポーツを体験してもらう機会を今年の4月から定期的に設けておりますけれども、体育館は常に満杯です。使いたくても使えないという現状があって、例えば、市民が主体的にスポーツの活動をしたいとなったときに、この日がいいといっても、そこに手を挙げる人が3、4人はいて、そこから抽選が行われて、結果的に1組しか選ばれないという現状があります。今、スポーツをする施設のキャパが不足しているのではないかという感覚があるので、民間のスポーツクラブとの連携は欠かせないところではないかと思いました。

また、スポーツ推進計画の推進というのは、スポーツを幅広く伝えていくということまでなのか、ちょうど東京オリンピックが2020年にあるということなので、例えば、大げさな話かもしれませんが、札幌市の子どもたちからオリンピックの選手を出すということまでは及ばないものなのか、推進という言葉にすごく曖昧な部分がありまして、どこまでが推進の計画の中に含まれるのか、その辺を具体的にお話しいただければと思います。

○スポーツ部長 1点目の体育館の話については、先ほど申し上げたとおり、新たに市として体育館を建てるということにはならないと思いますので、民間をどう活用できるのかということかと思えます。一方で、単純に補助金を出すということも難しいので、どういった活用ができるのかということは検討課題

になろうかと思えます。

推進の関係で、今、委員からお話がありました札幌からオリンピック選手をという意味では、昨年、札幌市にカーリング場ができました。実は、道庁でカーリングアカデミーというものを今年度から開校しており、札幌市は会場を提供して、いわゆるメダリストみたいなものを北海道、札幌から出していこうという取り組みをしております。

常呂町や青森で盛んではありますが、カーリングは新しいスポーツですので、一からということになるかもしれませんが、カーリング場をつくった以上、ぜひ札幌からもそういった選手を出していきたいとは考えております。

それに限らず、ジャンプ競技場もありますし、スケート場もあるわけですから、オリンピック選手を出したいという気持ちはもちろんございます。

○**阿部委員** 今のところ、カーリングがメインになっているということですか。

○**スポーツ部長** 例えば、2枚目の施策3に、トップアスリート育成支援補助事業と記載されていると思いますが、札幌出身のアスリートを育成するということで、指導者、選手の育成、あるいは大会の開催を通じて、事業の支援をしていくことによって、強い選手の育成はしていきたいということです。

○**山中委員長** ほかにございますか。

○**池田（官）委員** 運動と健康の関連について少しお聞きしたいと思います。目標1の施策5のところに、高齢者に関しては、生活習慣病の予防ということで、生活習慣病という言葉があります。しかし、運動の実施率が低迷していると言われている20代から50代の働き盛りの方たちにおいては、生活習慣病の予防という観点から、運動は非常に重要だろうと思うのです。ですから、高齢者だけではなく、20代から50代の方たちについても、生活習慣病の予防のため、あるいは、そのコントロールのためということを盛り込んでいただけるとありがたいと思います。

もう一つ、現在、運動期の10年というふうはこの10年は言い続けられていて、世界的にやや戦略的に整形外科疾患や運動機能に関して研究などを重点的に行っているという動きがあります。その中で、最近、ロコモティブシンドロームという言葉がマスコミなどでよく取り上げられていると思うのですが、むしろ高齢者に関しては、ロコモティブシンドロームの予防というものをに入れていただくと、より今日的になるような印象を持ちました。二つのことに関して、何かございましたらお願いします。

○**スポーツ部長** おっしゃるとおり、健康を維持していく上で、健康寿命という言葉もあるようですが、そういうものを延ばしていく意味でスポーツ、体操が有効であることはもちろんかと思えます。

実は、札幌市で、この計画とは別に、健康づくり基本計画を保健福祉局サイドで策定している最中です。今、おっしゃった話は、どちらかというところ、そちらの計画にのって来る分野かと思っております。

○**山中委員長** ほかにございますか。

○**池田（光）委員** 施策の15番目に、スポーツを生かした産業への取組を支援しますとあります。四国の馬路村というところはユズの生産地ですけれども、過疎対策で自生するユズを活用して、今、年商何十億かの産業になっているところなんです。そこで体験したお話の中で、若手の労働者が足りないということで、合宿を誘致して、合宿を無料にするかわり繁忙期に手伝ってもらった結果、何か起きたかというところ、その馬路村や四国を愛し、好きになった学生たちが全国にたくさん散らばったということもあります。

それが札幌に適するかどうかはわかりませんが、今までとは違った、新しいスポーツを生かした産業の取り組みとか、指導者も少ない、場所も少ないながらも、何か知恵を出していくような工夫が非常に必要だと思うのです。

最後に、そういうことを担っていく方たちがこの審議会の中にいらっしゃるということなんでしょうか、その辺もお聞きしたいと思ったのです。

○**スポーツ部長** 審議会の中では、本編の一番後ろの90ページに審議会の委員の名簿がございます。産業の活性化という意味では、商工会議所に推薦をお願いして、会員強化対策委員長である伊藤さんという方に審議会の委員になっていただいています。

○**池田（光）委員** 見ますと、体育連盟の方たちも結構多いような気がしますが、もっと多面的に議論できるような人たちが入ってもいいのではないかと気がしたのです。

○**山中委員長** その点は、要望ということで、ご検討いただきたいと思えます。ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 なければ、この程度とさせていただきます。

ただ、伺ったところでは、何となく総花的で、具体論が少ない感じがしなくもないです。10年計画で動くのであればもっと具体論を、特に最初の5年間のところぐらひはもっと具体的な方策などをきちっと検討していただかないと、現状41%という運動実施率を65%にしようといっても、とても簡単にはできないだろうと思うのです。

現に今まで30%のものを10年間でようやく41%までもってきたというような過去の経緯からすれば、本当に具体的なものを積み上げていく必要があるだろうと思います。今、人の活用その他についていろいろなご提言がございました。そういったところをぜひ踏まえて、より具体的な計画を、特に10年間のうちの5年間については早急に詰めるようにしていただいたほうがいいのではないかという感想を持ちました。その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

◎報告第2号 学校給食の事故防止等に係る指導とプラムの使用について

○山中委員長 次に、報告第2号につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○学校施設担当部長 学校施設担当部長の渡邊でございます。

去る6月27日、南小学校で発生した学校給食における誤嚥事故の経緯と今後の再発防止策等につきましては、7月11日開催の教育委員会会議におきましてご報告したところです。

このたび、学校給食での誤嚥事故防止等のための指導資料を作成し、今までの通知、研修会資料等とともに、本資料を活用して、事故防止に向けた給食指導の充実を図ることといたしましたので、ご報告いたします。

それから、当該資料の通知、周知を契機といたしまして、当面、使用を中止しておりましたプラムの使用を可能とすることとしたいと思っておりますので、あわせてご報告いたします。

それでは、資料の1をご覧ください。

学校給食の事故防止等に係る指導資料でございますが、これは、学校給食での誤嚥事故の防止に向けた給食指導の充実を図るため、児童生徒が食品についての性質等を理解し、安全面に配慮した適切な食べ方、そして、事故防止の観点を踏まえた食事のマナーを身につける指導に活用することを目的とした教職員用の指導資料です。

この資料の作成に当たりましては、栄養教諭等の意見や実践事例をもとに、具体的な指導内容等について検討を進めてまいりました。

資料の内容といたしましては、食品の性質、形状や留意事項を列記しまして、それに対応した指導内容、具体的な食品名を示しております。

また、給食時間の指導における事故防止の観点として、教員が不在にならないこと、ゆとりを持った喫食時間が確保できるよう配慮すること、食事のマナーでは、ふざけたり競争しながら食べないなど、誤嚥等の事故につながるおそれがある行為の防止について指導すること、あわせて、児童生徒への指導例文などを記載しております。

次に、学校給食でのプラムの使用についてでございますが、南小での誤嚥事故以降、学校給食でのプラムの使用につきましては、児童生徒や保護者の不安感などへの配慮から、当面、その使用を中止しておりました。

今回、ただいまご説明しました指導資料を作成、周知し、誤嚥事故防止に向けた給食指導の充実を図ることといたしましたので、当該資料の各学校への通知を契機として、学校給食でのプラムの使用を可能とすることとしたいと考えております。

これらの学校への通知文は、資料2のとおりです。

プラムの使用につきましては、各調理校において判断することになりますが、使用する場合におきましても、季節のものであるため、実際の使用時期は来年6月頃からになると思います。

また、プラムを使用する場合にあたっては、児童生徒、保護者の不安感などに十分配慮する必要があることから、給食だよりや学校だよりなどで保護者への周知を図ることとしております。保護者へのプラムの使用に係る周知例は資料3のとおりでございます。

なお、現在、学校における食育は、平成20年7月に改訂しました食に関する指導の手引に基づいて進めておりますが、今後の改訂にあたりまして、誤嚥事故の未然防止に係る指導と誤嚥の際の対処法についても掲載してまいりたいと考えております。

私からの報告は、以上でございます。

**○山中委員長** ありがとうございます。

ご質問、ご意見等はございますか。

**○池田（光）委員** 学校長への様式をもって、この事故防止のための学校指導と、各ご家庭への周知徹底にかえるということでしょうか。

**○学校施設担当部長** そうです。保護者に対しましては、実際に使うことになった段階で、例えば6月の給食から提供するという場合には、資料3の文例で、これをそのまま使うということではありませんが、これを参考に保護者に十分周知してもらうということになっております。

**○池田（光）委員** 今回はプラムのことについてですが、家庭での教育も大事だと考えていまして、そういったあたりを重点的に統一したもので周知を図るようなこと、食事のマナーの指導などを改めて札幌市の教育委員会としても進めることは大事ではないかと思えます。

この内容は、資料1に書いていますね。例えば、老人であればお餅を喉に詰まらせるということがありますが、子どもたちですとどんなことがあるのでしょうか。もうちょっと臨場感のあるような表現も含めて、家庭の指導は大事なので、その辺のところはどうでしょうか。これで十分でしょうか。

**○学校施設担当部長** 今回、学校での指導ということで考えておりまして、家庭での指導のあり方については、今後考えてまいりたいと思えます。



○**山中委員長** 学校給食ではこうやっているけれども、家庭でも食事の仕方等について気をつけていただきたいと伝える方法を各学校でいろいろ工夫してもらおうということを今後考えていくということですか。

○**学校施設担当部長** 給食だよりなどで家庭への周知もしております。これはまだ決まったわけではないですが、例えば、その中で、この指導資料の中身を抜粋した形で示すというようなことは考えられるかと思えます。そういったことで、家庭でのマナーの周知を考えていきたいと思えます。

○**山中委員長** そういうことでよろしいでしょうか。

○**池田（光）委員** 重大な事故でもあったので、こういう機会に、札幌市としても事故防止のキャンペーンみたいなことをやるのが大事ではないかと感じまして、指摘させていただきました。

○**山中委員長** ほかにございますか。

○**阿部委員** 今、池田（光）委員からもお話がありましたように、すごく重大な事故の後ということもあるので伺いますが、プラム自体が子どもたちに人気のある果物で、また使わなくてはいけないものなのではないでしょうか。

種が大きいものであるので、使うように推進することではないと思うのですが、これをあえて使わなくてはならない理由、こういう事故があつて、プラムを禁止して、また禁止を解きますということのそもそもの理由に疑問があります。わざわざそうしなくてはならない理由はどのようなものなのでしょうか。

○**学校施設担当部長** プラムを積極的に使用してもらおうという意味ではございません。この事故以前の段階では、各学校の判断で季節に応じた食材を提供していました。

そういう意味では、今回のような事故を踏まえて、誤嚥に対しては十分に配慮、指導してもらおうということで、それを契機として、事故以前と同じような状態でプラムの使用も可能である、季節のものとしてそういう状態に戻すということでございます。

いろいろな食品で誤嚥事故が起こるということは、私どもが開催しました研修会の中でも医師から説明がありました。そういう意味では、プラムに限らず、誤嚥事故には十分注意して指導していただく必要はありますが、その中で、当

面禁止していたプラムについても、以前と同じような状態で使用可能な一つの食材として使ってもらおうということです。

○阿部委員 それを使う、使わないは、それぞれの学校の選択ということですね。

○学校施設担当部長 そうです。

○山中委員長 ほかにございますか。

○池田（官）委員 プラムが今回の事故の原因ではあったのですが、単にそれを永続的に禁止するというのではなくて、ほかの食材も含めて、誤嚥の防止、あるいは、食事のマナーの教育に役立てる事例としていくことについては、評価されるべきことではないかと思います。

ただ、確かに、保護者の方たちの感情といいますか、受け取り方としては、プラムの使用について解除するというのに抵抗が出てくるのは当然という気もします。そこは、今ご説明があったような趣旨を保護者の方たちに十分周知して、ただ単に一つの食材を禁止すれば事足りるということではないという考え方を十分知らせていっていただければと思います。給食日より、学校日より各学校にお任せしてということではなくて、そのところを教育委員会としても改めて後押ししていけばよろしいのではないかと感じました。

○山中委員長 ほかにございませんか。

○池田（光）委員 食事のマナー指導の2番目のところで、口に食べ物を入れたまま話さないということなのでしょうけれども、どういう表現がいいのか、ちょっと気になっています。項目はすごくいいと思うのですが、口に物をたくさん入れているときはしゃべれないけれども、少なくなったらしゃべったりします。家庭の中でも会話は大事なことで、この表現はもうちょっと何かないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○山中委員長 昔の教育では、食事中はしゃべるなというのがありました。そういう趣旨ではなくて、楽しく会話をしながら食事をしてほしいのだけれども、口にもものを入れたまましゃべると、こういうことがあるから気をつけてくださいという趣旨なら、その表現を考えないと、表題がばんと出ると、受けとめ方によって、ちょっと誤解されるのではないかという趣旨かと思います。

○**栄養指導担当課長** 食べることに集中しないと、喉を詰まらせてしまう危険性があります。やはり、しっかり食べてしまってからお話をするというメリハリをつけた食事をしてほしいということもありまして、マナーと安全性を考えて、こういう表現にしております。

○**山中委員長** 食事に集中するというのは、給食が終わるまでという意味ではないでしょう。

○**栄養指導担当課長** そうではなくて、口の中のものを飲み込むということでございます。

○**山中委員長** このタイトルがぼんと出ていいのかというのが、池田（光）委員のおっしゃっていることなのかなと思うのです。

○**栄養指導担当課長** 文科省の指導にもこのようにあって、そのまま使わせていただいたところもございます。

○**山中委員長** 実際の指導のところでは、趣旨がきちんと伝わるようにご努力をいただきたいと思います。

○**栄養指導担当課長** 学校での指導の中で、いろいろ具体的な表現を使いながら、先生方、または栄養士が指導していただくようにしていきたいと思います。

○**山中委員長** ほかにございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○**山中委員長** いろいろな食物があって、それぞれの特性もあるわけですから、そういったことをきちっと踏まえて食事ができるようにということです。社会に出てからもきちんと対応できるようにということを考えていかなければなりませんから、プラムの使用を解除するといえますか、以前使っていたものを使えるようにするというのは、それはそれでよろしいのでしょうかけれども、阿部委員からもご指摘があったように、気持ちの問題、保護者の感情の問題もあるでしょうから、いろいろ気をつけてご指導をしていただきたいと思います。

今の時期にこの通知を出すだけだと、実際にプラムを食べる時期になったと

きにはかなり印象が薄れていて、惰性に流れるというようなことになってしま  
っては困りますから、その辺のご指導もよろしくお願いします。

これについては、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 報告第2号については、以上でございます。

◎議案第1号 新たな「札幌市教育振興基本計画」（原案）について

○山中委員長 それでは、議案第1号について、事務局から説明してください。

○生涯学習部長 議案第1号 新たな「札幌市教育振興基本計画」（原案）についてご説明いたします。

本日、配付しております資料は、議案書が1枚目です。その次に原案として本体の冊子、それから、A3判の2枚物の概要版、その後に検討会議における主な意見（総括）等を配付しております。

新たな「札幌市教育振興基本計画」につきましては、昨年来、これまでも適宜ご説明をしまして、さまざまなご意見をいただいていたところですが、このパブリックコメント等の実施に先立ちまして、原案を決定するため、本案を提出するものです。

計画の全体像につきましてA3判横の2枚物の概要版で改めてご説明をしたいと思います。

計画の第1章、札幌市教育振興基本計画の策定の「1 計画策定の背景・趣旨」についてでございます。これは、平成18年12月の教育基本法の改正によりまして、政府にて平成20年7月に教育振興基本計画を策定しております。地方公共団体につきましては、計画策定は努力規定とされておりまして、札幌市におきましては、札幌市教育推進の目標及び指針とその趣旨に沿った5つの個別計画を体系的に結びつけ、総体をもって基本計画という位置づけにいたしました。

一方で、教育を取り巻く社会経済情勢の変化や、国の第2期教育振興基本計画、さらには、札幌市まちづくり戦略ビジョンの策定、また、教育委員会の個別計画の計画年次が終了するものが出てきたことなどから、抜本的に見直し、新たに策定するものです。

次の「2 計画の位置づけ」と「3 対象範囲」でございますが、これは現行の5つの個別計画を一本化しまして、学校教育と生涯学習を包含した教育に関する総合計画といたします。

次に、「4 計画の構成と計画期間」につきましては、今後10年間を見据えた基本理念を示すビジョン編と、施策に基づく5年ごとの実施計画を示すアクションプラン編の2層構造としております。

これを図示しているのが、右側の5の関係図でございます。

次に、その下の第2章の「教育を取り巻く現状と課題」におきましては、これまでの札幌市の教育施策の課題を学校教育と生涯学習に分けて全部で15項目に整理をしております。

続きまして、次ページをご覧くださいと思います。

これらの課題を踏まえまして、第3章の「札幌市教育ビジョン」を示し、札幌市の教育が目指す人間像といたしまして、「自立した札幌人」を掲げ、それを具体的に説明するものとして、「未来に向かって、創造的に考え、主体的に行動する人」「心豊かで、自他を尊重し、共に高め合い、支え合う人」「ふるさと札幌を心にもち、国際的な視野で学び続ける人」の3つを挙げています。

そして、その人間像を実現するための基本的方向性として、「自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進」「多様な学びを支える環境の充実」「市民ぐるみで支え合う仕組みづくり」の3つを掲げています。

次に、第4章の「札幌市教育アクションプラン（前期）」では、その基本的方向性に基づく14の基本施策を体系的に示しております。

各施策は、いずれも大切なものと考えてございますけれども、この5年間で特に力を入れていく取り組みを、人間像の要素別に関連づけて示したものが右上にございます重要項目としているものでございます。

まず、「未来に向かって、創造的に考え、主体的に行動する人」に関連する重要項目としましては4つ挙げておまして、学ぶ力、活かす力、学んだ力の学力の3要素をバランスよく育む「分かる・できる・楽しい授業の推進」、次に、科学的リテラシーや国際バカロレアのプログラムを切り込み口とした「課題探究的な学習の推進」、自己肯定感や自己の実現に向けた意欲を育む「進路探究学習の充実」、（仮称）絵本図書館や都心にふさわしい図書館の整備などを通して生涯にわたる学習を支える「知の拠点としての図書館の充実」です。

次に、2つ目といたしまして、「心豊かで、自他を尊重し、共に高め合い、支え合う人」に関連する重要項目といたしましては、「命を大切に作る指導の充実」と「子どもが安心して学べる支援体制の充実」の2つを掲げています。

最後に、3つ目は、「ふるさと札幌を心にもち、国際的な視野で学び続ける人」に関連する重要項目といたしましては、「札幌らしさを実感するとともに国際性を育む学びの充実」を掲げているところです。これが重要項目としているものでございます。

最後に、第5章の「計画の推進と進行管理」でございますが、1の「計画の推進体制」としまして、今後とも関連部局と相互に連携協力を図りながら、組織横断的な取り組みを展開するとともに、家庭、地域などの協力と参画を得て教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

2の「計画の進行管理」ですが、計画を着実に推進してくため、基本施策ごとに成果指標を設定し、毎年度、計画に沿った施策を実施していきます。

また、教育委員会実施プラン、あるいは教育委員会の事務の点検評価等を活用いたしまして、PDCAサイクルで効果や課題を年次ごとの施策の推進や改善に反映させていきたいと思っております。

なお、成果指標につきましては、今までのご意見をいただいたものを参考にしながら設定したところです。

一番最後に、計画策定の今後の経過、スケジュールですが、4月から10月までは有識者や市民等から成る検討会議を実施いたしまして、並行して7月から8月に子どもとの意見交換会、あるいは子ども教育委員会会議を開催し、子ども意見の聴取を行いました。

今後につきましては、本日、教育委員会会議といたしまして、計画原案として承認をいただければ、市役所全体の関係局による企画調整会議、市長・副市長会議、文教委員会等を経て、12月には原案として完成させる予定です。

ここに、「文教委員会（12月10日予定）」となつてございますが、これはまだ調整が最終的についてございません。今の見込みでは、12月10日の文教委員会ではこの案件は難しいという状況になってきてございます。そういうことで、最終的な原案の完成が遅れる形になるかもしれません。その後、パブリックコメント、キッズコメントを実施し、幅広く市民意見を聴取いたします。そして、来年2月には、それらの意見の修正を踏まえて、改めて教育委員会会議に確定版として議案として提出して決定をいただき、3月に公表、4月から施行したいと考えております。

なお、参考資料として添付しております検討会議における主な意見でございますが、全7回開催いたしました検討会議での意見をA3判の4枚にまとめたものです。左側に意見、右側にそれに対する事務局の考え方を示しております。あわせて、ご参照いただきたいと思います。

以上、計画の原案につきまして、概要版に基づきまして簡単ではございますがご説明させていただきました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

では、ご質問、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

○池田（官）委員 札幌市としての学力というのがどういう概念なのかということについてです。

札幌市としては、先ほど、重要項目の「未来に向かって」の①の授業の推進というところにも書いてあると思うのですが、いわゆる知識ですとか、記憶といった基礎的な事柄、基礎的な学力とされるものはもちろん軽視するわけではないと思うのですが、それに加えて、思考力ですとか、判断力ですとか、表現力ですとか、あるいは課題解決能力ですとか、そういった応用的な能力をむしろ重視して、理念としていくという理解でよろしいでしょうか。

○**教育次長** 第3章の札幌市教育ビジョンの右側の重要項目のところに今のような言葉が出ていますけれども、基本的には、どういう学力があるのかということについては、日本の教育界の中で培ってきたものがありまして、それが大体3つくらいの力と言われていています。

一つは、基礎的、基本的な知識とか技能で、ここでは「学んだ力」と表現しています。それに対して、活用する力、思考力、判断力、表現力等としての「活かす力」、それから、ここでは「学ぶ意欲」としてはありますが、意欲や学び方、学習の方法などを含めてよく学ぶ力があります。大きく言うと学力にはこの三つくらいあるだろうというのが定説です。

私たちの考え方は、この三つをバランスよくと表現していますが、実際上は全て関連しています。基本的、基礎的な知識がなければ、それを活用する力にはつながりません。あるいは、活用する力がなければ、基礎的、基本的な知識を学ぶ意味がよくわかりません。あるいは、今の社会は時代の変化が非常に激しいですから、一旦獲得した知識自体が10年たつと役に立たなくなるということもあります。そういう中で、学び方や学ぶ意欲を持っていると、そういうふうに課題が変わっていても、自分の頭で考え、自分で判断できるような子どもになるのだらうと思うのです。そういうトータルバランスがよくとれた学びを札幌市では考えたいということです。

例えば、一つ一つ意欲と学ぶ力が対立的にあるということではないです。このどちらかということではないと思うのです。そういった三つを上手にスパイラル的に関連させながら、少し難しいですけども、そういう学びが理想というふうに考えてございます。

○**池田（官）委員** 基礎的な学力に関しては、例えば学力テストの成績、学ぶ意欲に関しては、それに伴って調査されるアンケートなどが指標になると思います。ただ、「活かす力」を子どもたちがどのくらい身につけることができたかという評価が一番難しいように感じます。評価指標については今後の検討課題だと思うのですが、何かありましたらお願いします。

○**教育次長** これをもって完璧にできるというものは基本的にはないと思いますけれども、例えば、文科省で実施している学力・学習状況調査、いわゆる学テですが、あれにA問題、B問題があります。A問題というのは、学んだ力で、基礎的な知識や技能を問う問題が多いです。それに対してB問題は、全部がそうであるとも言えないですが、思考力、判断力、表現力等にかなりかかわる活用する力を見ます。



もうちょっと背景がありまして、TIMSSという国際学力調査がありますけれども、これは、基礎的な知識とか技能を問う問題が割と多いです。一方で、PISAは、全部ではないですけれども、活用型を問う問題が多いです。

したがって、そういう学力調査等の中から分析して、札幌市の子どもたちの力を推しはかることは一定程度考えております。

○山中委員長 ほかにございますか。

○池田（光）委員 これを推進するに当たってのキーワードが幾つかあると思うのです。その中で、教職員の資質の向上とか能力の向上あるいは教室の運営しやすい体制づくりとか、そういうところで具体的なイメージはあるのでしょうか。

○生涯学習部長 今、いわゆるアクションプランといいますか、計画的に考えているのは、まず、教職員の採用に当たっての制度の充実ということで、人物重視、あるいは、特別選考枠などを設けて人材の確保に努めております。

それから、教職員間の学び合いといいますか、例えばベテランの先生が若手の先生について交流し、研修的なことをやる。あるいは、札幌教研事業で視察に行っていておりますが、そういったものを通して授業づくりに関する研修の充実をするということです。理科教育に関する研修を充実する。そういった幾つかの項目については、研修センターがメインになると思いますが、十分考えながら進めていきたいと思っております。

○池田（光）委員 もう一つは、学びのセーフティネットで、不登校とか、いじめとか、そういった関連も大きなテーマかと思えます。我々も、先生方も、どういう形で取り組んでいくかということ視野に入れて、このビジョンを作成していただければありがたいと思えますし、私たちも可能な限り知恵を出せばいいなと思っております。この中で、特にこれは何とか具現化したいとか、そういうものがありましたら教えていただきたいと思います。

○学校教育部長 今、池田（光）委員がおっしゃった学びのセーフティネットについて、重点項目では⑥です。子どもが安心して学べる支援体制の充実ということで、基本施策の2-5のところになります。その中に、スクールカウンセラー、学校の教育相談体制の充実だということが盛り込まれています。

すでに取り組んでいるところもありますが、さらに、不登校であれば不登校問題にももう少し分析を加えての対応がこの施策の中に盛り込まれています。

○**山中委員長** 教育を取り巻く現状と課題で、特別支援教育とか幼児教育では、国の動向に注視が必要と書いています。教育基本計画の10年間を考えれば、こういう表現だけだと何か物足りないと思います。

第2章の教育を取り巻く現状と課題についてです。もちろん注視はしなければいけないのでしようけれども、注視しつつ、こうしていくのだとかということが必要ではないかという気もするのですが、その点はいかがでしょう。

○**学校教育部長** 特別支援教育の場合は、いわゆるインクルーシブ教育の部分で、まだ国でこれだというふうに定まっていない部分があります。幼児教育のほうも、子ども・子育ての関係で、いわゆる認定こども園のあり方等でまだ定まっていない部分がありますので、それを踏まえて動向に注視が必要という文言になっています。

○**山中委員長** 動向を踏まえてというのはいいのですが、札幌市の目指す方向を、現状と課題のところの課題として考えると、こういう方向を考えているというものがあつたほうがいいと思います。そこは全く打ち出せない状態でしょうか。

○**調整担当係長** 今の部分は概要版ですからかなり圧縮して書いております。具体的には、本書の16ページに、特別支援と幼児教育については、これまでの成果と課題ということで記載しております。

特別支援は前の15ページから続いておりますけれども、課題としては、この16ページの頭のところで共生社会の形成に向けた国の動向を踏まえながらということでは、考え方は記載しています。

具体のものとしては、特別支援学級や、市南部での高等養護学校の整備が必要であるなど、そういったことも記載しております。

幼児教育については、その下のキで成果と課題ということで分けて記載しています。幼児教育については、こども園の動きがあるので、多少は曖昧な表現になっておりますが、こういう形で整理しております。

○**山中委員長** むしろ、書き方として逆になるのではないかという気がします。つまり、動向を注視しつつ、こういう方向にということで、この順序が逆転したほうがいいのではないかと思います。

○**教育次長** 例えば、カであれば、「特別支援学級のさらなる拡充や」の後の

ところの文書が逆だということでしょうか。国の動向に注目しつつ、共生社会の実現に向けて何とかというふうに書いたほうが良いという感じがします。幼児教育も同じですね。

○山中委員長 その辺をご検討いただいたほうが良いと思います。

○生涯学習部長 修正を加えるよう、検討いたします。

○山中委員長 これまでいろいろ議論してきたところですがけれども、気がついたことがありましたらお願いしたいと思います。

○池田（光）委員 企業でつくづく感じるのは、挨拶がなかなか上手にできないとか、そこから始まるコミュニケーションがなかなかとれない新人の社員がいるのです。そういうことを踏まえて、実社会に役立つという表現はおかしいですけれども、準備期間として、学問ももちろん必要ですが、マナーというか、社会でもっと活躍できる入口のところの教育のあり方もこれからはますます必要ではないかと常に思っているのです。

多分、その中に包括的に含まれていると思うのですが、そんなことを意識した表現があったほうがいいのか、ないほうがいいのか、いつも迷って教育委員会会議に臨んでいるのです。即戦力に役立つとは言えませんが、世の中のことをもっと知ってもらうような教育はないかと、気にしているところです。

基本計画を策定するというところで、そういう要素が一つあると、札幌市としての教育らしいものがちょっと加わってくるかと思えます。一緒に考えてみたいと思っております。

○町田委員 例えば、進路探究学習の充実ということで、文科省ではキャリア教育と言っていますが、私は、昨年、イギリスで進路探究学習をいろいろ見してきました。小学校では、職業を教えるのではなくて、子どもたちがより社会性、人間性を身につけるような教育をテーマにしています。

今、池田（光）委員がおっしゃった部分は、まさに子どもたちが社会性を身につけていく、人間性を身につけていく、挨拶をどうする、そういったところを、例えば日本では総合的な学習の時間もそうでしょうし、生活、道徳、社会科という中でいろいろなテーマで身につけていくような指導をトータルにやっていくことと思えます。

その切り口として、進路探究学習があります。これは、自己肯定感や自己の実現に向けた意欲を育むという言い方をしていますが、進路探究学習というの

は、どんな職業があるということ学ぶだけではなくて、社会とのかかわり、それを通じて自己肯定感を子どもたちがいかに得るか、そのためにどんな指導方法、教育手法、プログラムをやるかということかと思えます。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

議案第1号につきましては、基本的にはこの案で、今、いろいろ要望があったことなどについて、表現等の修正を検討していただくことはお任せしたいと思います。

○山中委員長 議案第2号からは公開しない議案となりますので、傍聴者の方は退席してください。

**以下 非公開**